

## 労委ー1 労働のトラブル 解決のお手伝い

こんなことでお困りではありませんか？

- ・「仕事がないから明日から会社にこなくていい」と言われた。
- ・何の説明もなく時給を引き下げられた。
- ・一時金についての団体交渉に会社が応じてくれない。
- ・労働組合に加入したことを理由に配置転換を命じられた。
- ・社員に対し、配置命令を出したが、理由なく拒否し続けている。

北海道労働委員会は労働者と使用者の間におこった紛争の解決をサポートする北海道の行政機関です！

相談内容など秘密は厳守します。相談や手続きなどの費用はかかりません。

お問い合わせはこちら ※ 来庁される場合は事前にご連絡ください。

北海道労働委員会 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 10階  
(月～金曜日 8:45～17:30 (祝日、年末年始を除く))

ホームページ <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>

リーフレット <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/leaf/H23.pdf>

労働者個人と使用者間の紛争でお困りのとき (個別的労使紛争のあっせん)

調整課 (個別対策グループ) 011-204-5667

労働組合と使用者間の紛争でお困りのとき (労働争議の調整 (あっせん))

調整課 (調整グループ) 011-204-5666

組合活動を理由とした差別などを受けたとき (不当労働行為の審査)

総務審査課 (審査グループ) 011-204-5664

## 労委ー２ 「労使関係セミナー」を開催します

北海道労働委員会及び中央労働委員会では、集団的労使紛争及び個別労働紛争の解決をサポートしており、こうした制度について、労使関係者の皆様の認識をより一層深めていただくことを目的として毎年セミナーを開催しています。

今年は、基調講演で、働きやすい職場環境の形成（ハラスメント対策とメンタルヘルスクア）について、専門的な視点を交えてお話しします。続いて、公益・労働者・使用者委員の三者により実際に道内において起きましたハラスメント、メンタルヘルス等の労働問題に関する労使紛争事例の紹介を行います。

企業の人事労務担当者や労働組合の役職員など、多くの皆様のご参加をお待ちしています。（入場無料、どなたでもご参加いただけます）

○日 時 平成29年10月20日（金）13：30～16：40

○会 場 かでる2・7 かでるホール

（札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センタービル）

○内 容

1. 基調講演「働きやすい職場環境の形成について」

～ハラスメント対策とメンタルヘルスクア～

講 師 森戸 英幸 氏（慶應義塾大学大学院法務研究科教授、  
中央労働委員会公益委員）

2. 事例紹介「道内における「ハラスメント」「メンタルヘルス」等の労働問題に関する労使紛争事例」

発表者 加藤智章氏（北海道労働委員会公益委員）、坂井正氏（同労働者委員）、  
朝倉由紀子氏（同使用者委員）

3. 受講定員：約500名（事前申込制、先着順）※9月上旬頃から申込受付開始予定

### 【詳細情報】

中央労働委員会のホームページのお知らせ「労使関係セミナーの御案内」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/>

または

中労委 労使関係セミナー
--------------

検 索
-----

### 【問い合わせ先】

上記の中央労働委員会事務局又は北海道労働委員会事務局まで

★北海道労働委員会事務局総務審査課

TEL 011-231-4111（内線）32-526（担当：松本、菊地）

## 労委ー3 労働者個人と使用者間のトラブル解決を支援します

### ～個別的労使紛争のあっせん～

北海道労働委員会では、退職の強要や賃金の引き下げ、各種ハラスメントなど、労働者個人と使用者の間で発生した労働問題に関するトラブルについて、その解決を支援する「個別的労使紛争のあっせん」を行っています。

労働問題について専門知識や経験を持つ、弁護士や大学教授などの公益委員、労働組合役員などの労働者委員、企業の経営者などの使用者委員が三人一組であっせん員となり、労働者側と使用者側の両者から事情を聴き、問題点に応じた助言等を行って双方の歩み寄りによる解決を目指します。

申請は簡単・無料で、秘密厳守の上、迅速に対応します。札幌近郊以外の方には、現地に出向いて申請受付やあっせんを行いますので、お気軽にご相談ください。

詳しくはホームページ(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>)をご覧ください。

◇一般の労働相談は道の「労働相談ホットライン」をご利用ください

フリーダイヤル 0120-81-6105

月～金曜日 17:00～20:00

土曜日 13:00～16:00（祝日、年末年始を除く）

※社会保険労務士が対応します

◇「あっせん」窓口（相談・申請） ※来庁される場合は事前にご連絡ください。

北海道労働委員会事務局調整課

TEL 011-204-5667（直通）

月～金曜日 8:45～17:30（祝日、年末年始を除く）

住所 〒060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館 10階